質問事項に対する回答書

（件名）日本海東北自動車道　胎内スマートIC工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	10月8日				現地で生えている樹木・草について伐採・除根・処分費が計上されていませんが、契約後協議と考えてよろしいでしょうか、ご教授願います。	準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用については共通仕様書1-34-1「諸経費」に記載のとおり、諸経費に含まれます。 また、それ以外の樹木の伐採、処理等に要する費用については、特記仕様書23.補足事項(2)に記載のとおり、別途協議します。
2	10月8日	特記仕様書	9P	11－3 （2）	土取場の泥落とし装置（乾式）が計上されておりますが、本工事の出入り口に泥落とし装置が必要となった場合は、別途協議と考えてよろしいでしょうか、ご教授願います。	特記仕様書11-3(2)のとおり、監督員が変更を指示した場合は、別途協議します。
3	10月8日	特記仕様書	19P	21-2-3 （1）	ON,OFFランプにおいて現状田んぼの表土は、 何センチ掘削を考えているのかご教授願います。	土木設計数量算出要領1-2(5)に記載のとおり、平均掘削深30cmとしています。
4	10月8日	特記仕様書	19P	21-2-3 （1）	現状田んぼ他の盛土に適さない掘削土は、変更協議対象と考えますが よろしいでしょうか、ご教授願います。	特記仕様書21-2-3(1)道路掘削の種別のとおり、表土は本線の盛土には使用せず、自工区外盛土場への搬出することで計画しています。
5	10月8日				（仮称）市道 胎内スマートインター1号、（仮称）市道 胎内スマートインター2号の境界に作成される構造物及び横断する排水設備の完成予定日をご教授願います。	特記仕様書5-1「特別に定める日」に記載のとおり、（仮称）市道　胎内スマートインター1号線、（仮称）市道　胎内スマートインター2号線に関わる部分は、令和3年3月以降に着手可能として計画してください。 なお、特記仕様書23-1「設計図書の変更および追加について」に記載のとおり、関係機関との協議により上記が変更となる場合については、別途、監督員と協議とします。
6	10月8日				（仮称）市道 胎内スマートインター1号、（仮称）市道 胎内スマートインター2号の境界の盛土施工は、市の業者が先行と考えているのか、ご教授願います。	特記仕様書5-1「特別に定める日」に記載のとおり、（仮称）市道　胎内スマートインター1号線、（仮称）市道　胎内スマートインター2号線に関わる部分は、令和3年3月以降に着手可能として計画しており、着手時期についてそれ以外の制約はありません。 なお、特記仕様書23-1「設計図書の変更および追加について」に記載のとおり、関係機関との協議により上記が変更となる場合については、別途、監督員と協議とします。
7	10月8日	特記仕様書	4P	「6」	OFFランプ側の電柱移設完了予定日をご教授願います。	特記仕様書5-1「特別に定める日」に記載のとおり、（仮称）市道　胎内スマートインター1号線、（仮称）市道　胎内スマートインター2号線に関わる部分は、令和3年3月以降に着手可能として計画してください。 なお、特記仕様書23-1「設計図書の変更および追加について」に記載のとおり、関係機関との協議により上記が変更となる場合については、別途、監督員と協議とします。
8	10月8日				旧バス停駐車場の照明柱撤去（2本）が計上されておりません。 変更協議対象と考えますがよろしいでしょうか、ご教授願います。	照明柱の撤去は、別工事で実施する計画です。
9	10月8日	特記仕様書	20P	21－2－5 （2）	盛土工A1・A2・A3に関して、特記仕様書に購入材料との記載となっていますが、購入材料とは、関沢土取場での積込・運搬費用という意味なのか、現着の購入材料のことなのか、または上記以外のことを指すのかご教授願います。	現着の購入材料を意味します。
10	10月8日	特記仕様書	44P	21－9－2	構造物取壊し工（路盤取壊し）に関して、路盤材は改良されているのかをご教授願います。	既設舗装等の取壊しについては、特記仕様書21-9-2「構造物等取壊し工」、設計図面(舗装工)14/42「標準横断図」及び設計図面(撤去工)1/11「撤去工平面図」等に示すとおり、セメント安定処理路盤を対象としています。